

### 農地法第3条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第15号 1番	議案第15号 2番
1. すべて耕作 法3-2①	すべて耕作	有	有
2. 通作距離 法3-2①		6 km	0.7 km
3. 下限面積( $\frac{1,000 \text{ m}^2}{\text{市街化区域}}$ 又は $\frac{3,000 \text{ m}^2}{\text{調整区域}}$ ) 法3-2⑤	≤申請面積+現耕作面積	3,979 $\text{m}^2$	2,092 $\text{m}^2$
4. 地域との調和 要件 法3-2⑦	地域の水利調整等への影響	無	無
	地域で慣行的に行われている営農手法への影響	無	無
5. 営農意思 法3-2①④	申請地利用予定	畑	田
	農業従事者	本人、妻	本人、妻、子
	農機具	所有	所有
	営農全体計画	稲作 : 0 $\text{m}^2$ 畑作 : 3,979 $\text{m}^2$ 販売・自家消費 計 3,979 $\text{m}^2$	稲作 : 2,067 $\text{m}^2$ 畑作 : 25 $\text{m}^2$ 販売・自家消費 計 2,092 $\text{m}^2$
6. 一般法人参入 要件 法3- 3①②③	貸人の解除条件規定		
	地域との役割分担		
	役員の時常従事		
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に関する市長の意見 法3-4			

注) 法: 農地法

## 農地法第5条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第16号 1番
1. 立地基準	農地区分 (該当事由)	第2種農地 (その他の農地等)
	※第1種・第2種農地の場合 代替性の検討 法4-2①②/法5-2①②	—
2. 一般基準	転用行為実施に必要な資力・ 信用 法4-2③/法5-2③	有 (残高証明書)
	申請地につき転用行為の妨げ となる権利を有する者の同意 法4-2③/法5-2③	該当なし
	許可後遅滞なく申請の用途に 供する見込み 則47①/則57①	有
	申請事業施行に関し他法令許 認可の見込み 則47②/則57②	有
	申請地と一体利用する土地を 利用できる見込み 則47③/則57③	該当なし
	申請面積が適正 則47④/則57④	適正 (事業計画)
	申請の事業が土地造成のみ (一部例外あり) 則47⑤/則57⑤	該当なし
	周辺の営農条件への影響 (現地調査報告) 法4-2④/法5-2④	
3. その他特記すべきこと		

注) 法：農地法 則：農地法施行規則

非農地判断 議案審議資料

判断基準		議案第17号 1番	
①	すべてを満たす	農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない。）	該当
		基盤整備事業の実施等の計画がない	該当
		違反転用していない（許可条件違反を含む）	該当
	いずれかを満たす	森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難	該当
		上記以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる。	
②	転用許可不要案件		
③	自然災害により耕作が不可能となった農地で、農地への復旧が著しく困難であると認められる		
④	すべてを満たす	その土地を農地に該当しないと判断しても、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるなどの影響が特段見込まれない	
		農地に該当しない状態が20年を超える	
		農地法第51条第1項の規定による処分の対象となった土地でない	
		農用地区域内ではない	